

**香川県条例第35号**

香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例

香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
(種別及び金額) 第2条 略				(種別及び金額) 第2条 使用料及び手数料の種別及び金額は、別表第1のとおりとする。 2 略			
別表第1（第2条関係） 第1表 略				別表第1（第2条関係） 第1表 略			
第2表 手数料の部				第2表 手数料の部			
種別	区分	単位	金額	種別	区分	単位	金額
1～3 略				1～3 略			
4 一般旅券発給申請手数料（5の項、7の項又は8の項に該当するものを除く。）	電子申請による場合	1件	1,900円	4 一般旅券発給申請手数料（5の項、7の項又は8の項に該当するものを除く。）		1件	2,000円
	その他の方法による場合	1件	2,300円				
5 一般旅券（残存有効期間同一旅券に限る。）発給申請手数料（8の項に該当するものを除く。）	電子申請による場合	1件	1,900円	5 一般旅券（残存有効期間同一旅券に限る。）発給申請手数料（8の項に該当するものを除く。）		1件	2,000円
	その他の方法による場合	1件	2,300円				
6 略				6 略			
7 未交付失効後5年以内の一般旅券発給申請手数料（8の項に該当する	電子申請による場合	1件	3,900円	7 未交付失効後5年以内の一般旅券発給申請手数料（8の項に該当する		1件	4,000円
	その他の方法による場合	1件	4,300円				

ものを除く。)			
8 未交付失効後5年以内の一般旅券(残存有効期間同一旅券に限る。)発給申請手数料	電子申請による場合 その他の方法による場合	1件 1件	<u>3,900円</u> <u>4,300円</u>
9～271 略			
272 第一種大麻草採取栽培者免許申請手数料		1件	<u>22,500円</u>
273 第一種大麻草採取栽培者登録変更手数料	略		
274 第一種大麻草採取栽培者免許証再交付手数料	略		
275～598 略			

備考

- 1 略
- 2 この表において「電子申請」とは、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請をいう。
- 3 略

別表第2(第4条関係)

試験等	手数料
1～5 略	
6 高圧ガス保安法第31条第1項の製造保安責任者試験 乙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験	1件につき11,600円。ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受

ものを除く。)			
8 未交付失効後5年以内の一般旅券(残存有効期間同一旅券に限る。)発給申請手数料		1件	<u>4,000円</u>
9～271 略			
272 大麻草採取栽培者免許申請手数料		1件	<u>6,700円</u>
273 大麻草採取栽培者登録変更手数料		1件	3,200円
274 大麻草採取栽培者免許証再交付手数料		1件	3,200円
275～598 略			

備考

- 1 略
- 2 略

別表第2(第4条関係)

試験等	手数料
1～5 略	
6 高圧ガス保安法第31条第1項の製造保安責任者試験 乙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験	1件につき11,600円。ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条第1項の規定により同項に規定する電子

略	験願書を提出する場合（以下「電子情報処理組織により受験願書を提出する場合」という。）にあつては、1件につき11,100円	略	情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合（以下「電子情報処理組織により受験願書を提出する場合」という。）にあつては、1件につき11,100円
7～19 略		7～19 略	

附 則

- 1 この条例は、令和7年3月24日から施行する。ただし、別表第1 第2表 手数料の部272の項から274の項までの改正規定は、同月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1 第2表 手数料の部（272の項から274の項までを除く。）の規定は、この条例の施行の日以後にされる一般旅券に関する申請に係る手数料について適用し、同日前にされた一般旅券に関する申請に係る手数料については、なお従前の例による。